

幕別町パートナーシップ制度 利用の手引き



令和7年4月

目次

1	幕別町パートナーシップ制度の概要	1
2	利用できる方	2
3	利用手続きの流れ	3
4	必要書類	5
5	その他の手続き	6
6	他の自治体との連携	8
7	よくある質問（Q&A）	9
8	幕別町パートナーシップ制度実施要綱	12

1 幕別町パートナーシップ制度の概要

幕別町では、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指して、パートナーシップ制度を導入しました。

この制度は、一方または双方が性的マイノリティであるお二人が、パートナーシップを結んでいるという事実を本町のパートナーシップ登録簿に登録することができる仕組みです。

幕別町が独自に定める制度であるため、相続や税金の控除といった法的な効力はなく、あくまでも登録簿に登録した事実を証明するものですが、多様な性のあり方に対する社会的理解を広げていくことで、誰もが自分らしく生きることのできる社会の実現につながるものと期待しています。



パートナーシップとは・・・

互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的または物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束したお二人の関係

性的マイノリティとは・・・

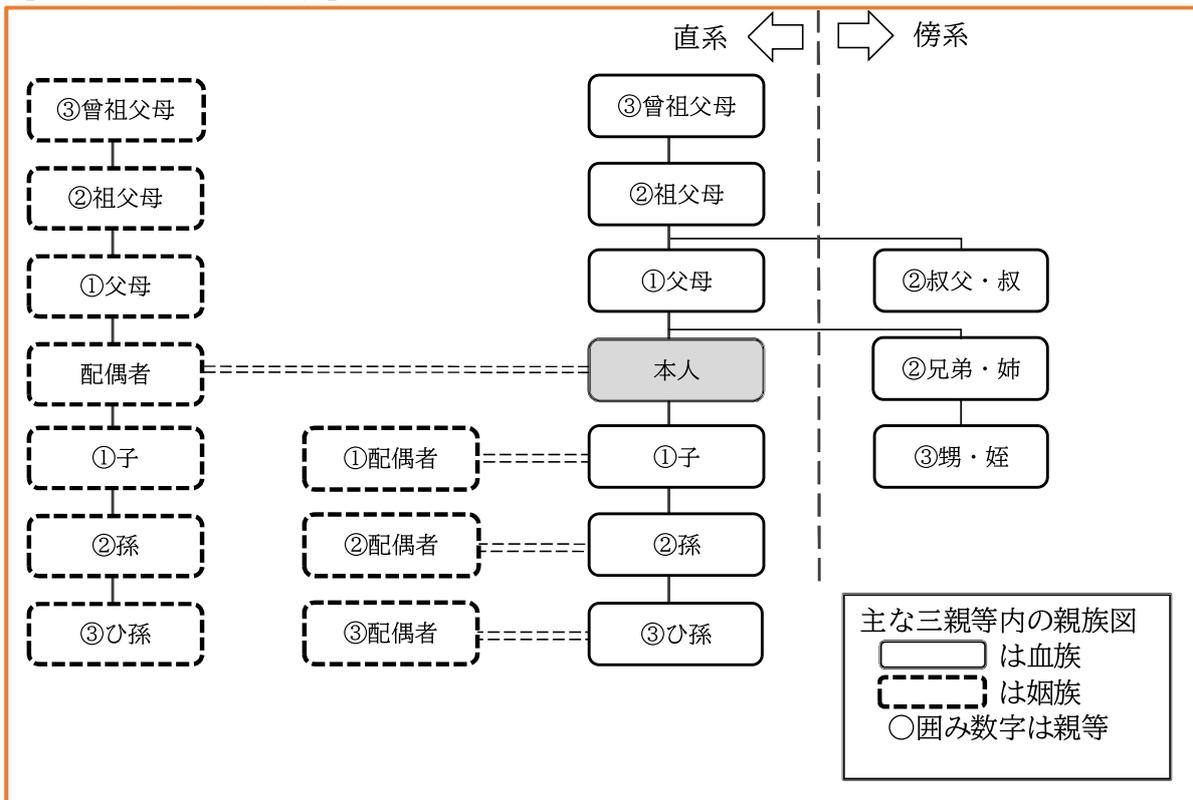
好きになる性（性的指向）が必ずしも異性ではない人や、心の性（性自認）が出生時の性別と異なる人

2 利用できる方

制度を利用するには、以下の要件を全て満たす必要があります。

- (1) お二人とも成年に達していること
- (2) 次のいずれかに該当すること
 - ① お二人とも町内に住所がある。
 - ② お一人が町民で、もう一方が3カ月以内に町内への転入を予定している。
 - ③ お二人ともこれから町民になることを予定している。
- (3) お二人に配偶者や事実婚の関係にある人がいないこと
- (4) お二人とも相手方以外とパートナーシップを結んでいないこと
- (5) お二人の関係が下の図に示した近親者（直系血族、三親等以内の傍系血族、直系姻族）ではないこと（養子縁組をしている場合は除く）

【登録できない近親者】



3 利用手続きの流れ

(1) 事前予約

申請を希望する日の1週間前までに電話またはメールにて予約してください。
申請日の調整、必要書類の確認などをさせていただきます。

連絡先 住民課 住民活動支援係
電話番号 0155-54-2288
E-mail jyuminkatsudoshienkakari@town.makubetsu.lg.jp
予約受付時間 平日8:45~17:30 (年末年始を除く)

予約時にお伝えいただきたいこと

- ① 希望日時
※できるだけ複数の日時をご希望ください。
- ② 個室希望の有無
- ③ 申請される方のお名前
※通称名を希望される方は、通称名もお知らせください。
- ④ 日中に連絡がとれる電話番号

(2) 登録申請

予約した日時に、本人確認書類と必要書類（5ページ参照）をお持ちのうえ、
お二人そろってお越しください。

必要書類の確認と本人確認をさせていただきます。

申請場所 幕別町役場本庁舎 住民課 住民活動支援係
住所 〒089-0692 幕別町本町130番地1
申請できる時間 平日8:45~17:30

(3) 登 録

書類の不備がなく要件等を満たすことが確認できたときは、パートナーシップ登録簿に登録し、「パートナーシップ登録通知書」を交付します。また、希望される方には有料（1通 300 円）の「パートナーシップ登録カード」や「パートナーシップ登録簿記載内容証明書」を交付します。

なお、申請を受け付けてから登録まで、数日かかりますので、登録通知書等は後日郵送します。

※登録日は、申請を受け付けた日となります。

【パートナーシップ登録通知書】

様式第4号（第6条関係）

(表面)

パートナーシップ登録通知書

登録番号 第 号

氏 名 (甲) (乙)

生年月日 (甲) 年 月 日 (乙) 年 月 日

子の氏名

生年月日 年 月 日

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第4条第1項の規定により提出のあったパートナーシップ登録申請書に基づき、パートナーシップ登録簿に登録しましたので通知します。

年 月 日

幕別町長

【希望者：記載内容証明書】

様式第12号（第11条関係）

パートナーシップ登録簿記載内容証明書

下記のとおり、幕別町パートナーシップ制度実施要綱に基づき、パートナーシップ登録簿に登録されていることを証明します。

年 月 日

幕別町長

記

登録番号	第	号
登録年月日	年 月 日	
登録者	(甲)	(乙)
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる場合のみ記載)		
現住所		

【希望者：登録カード 表】

登録番号 第 号

パートナーシップ登録カード

氏 名 氏 名
生年月日 生年月日

上記両名は、幕別町パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。

年 月 日

幕別町長

【希望者：登録カード 裏】

このカードを提示された皆様へ

このカードは、互いを人生のパートナーとすることを幕別町に登録した方々に交付しているものです。

皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようにご注意ください。

戸籍上の氏名
氏 名 氏 名

子の氏名
氏 名 氏 名 氏 名
生年月日 生年月日 生年月日

幕別町に転入予定の場合

(3)登録において、パートナーシップ仮登録通知書を交付します。

本登録にあたっては、交付された仮登録通知書に記載されている有効期限内に、町内に転入したことが分かる住民票の写しと仮登録通知書を持ってお越しください。



4 必要書類

以下の必要書類をご用意ください。

【共通書類】

- ① パートナーシップ登録申請書（様式第1号）
町窓口でお渡しできるほか、ホームページからダウンロードできます。
- ② 戸籍全部事項証明書
お二人それぞれの証明書が1通ずつ必要となります。（3カ月以内に発行されたもの）
- ③ 住民票の写し
お二人それぞれの住民票の写しが1通ずつ必要となります。（お二人が同一世帯の場合は一緒に記載されているもの1通でかまいません。世帯全部、続柄が記載されており、3カ月以内に発行されたもの）
- ④ 本人確認書類
以下の本人確認書類をお持ちください。

1点でよいもの（例）	2点必要なもの（例）
<p>*官公署が発行した「顔写真付き」のもの</p> <ul style="list-style-type: none">・マイナンバーカード・パスポート・運転免許証・在留カード など	<p>*官公署が発行した「顔写真のない」もの</p> <ul style="list-style-type: none">・年金手帳・健康保険資格確認書 など <p>*官公署以外が発行した「顔写真付き」のもの</p> <ul style="list-style-type: none">・社員証・学生証 など

※有効期限があるものは、有効期限内のものに限ります。

【町内にこれから転入予定の場合】

これから転入することが分かる書類を提出してください。

例・・・新居の賃貸借契約書、転出証明書

【通称名の記載を希望する場合】

通称名での記載を希望される場合は、日常生活で通称を使用していることが確認できる書類を提出してください。

例・・・顔写真付きの社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、住所が記載された郵便物（住民票と一致していること、手書きではないもの）

【子の氏名を記載する場合】

生計を一にする未成年のお子さんがある場合は、希望に応じて登録通知書等にお子さんの氏名を記載することができます。記載を希望する場合は以下の書類を提出してください。

① 子に関する届出書（様式第8号）

※お子さんが満15歳に達している場合は、届出書に自署していただきます。

② 申請者とお子さんの関係を確認できる書類

③ お子さんの生年月日を確認できる書類

④ 生計を一にしていることを確認できる書類

例・・・住民票の写し、源泉徴収票、定期的な仕送りが確認できる預金通帳

5 その他の手続き

(1) 登録通知書等の再交付

登録通知書等を紛失、き損などした場合、有料（1通300円）で再交付を受けることができます。

【必要書類】

① パートナーシップ登録通知書等再交付申請書（様式第7号）

② 交付済みの登録通知書等（き損した場合）

③ 本人確認書類

(2) 変更等の届出

登録通知書等の内容に変更があった場合は、幕別町に届出をしてください。

登録内容の変更

例・・・戸籍上の氏名または通称名を変更したとき（登録通知書等に氏名を記載したお子さんを含む）、転入したとき（仮登録通知書の交付を受けていた場合）

登録の抹消

例・・・パートナーが死亡したとき、町民でなくなったとき（やむを得ない事情による一時的な転出等は除く）、婚姻関係や事実婚関係を結んだとき、相手方以外の方とパートナーシップを結んだとき
※交付した登録通知書等は返還していただきます。

【必要書類】

- ① パートナーシップ変更等届出書（様式第 10 号）
- ② 交付した登録通知書等
- ③ 本人確認書類

(3) 要件の確認

変更等の届出が必要な状況であるかどうかを確認するため、幕別町から書類の提出をお願いする場合があります。

例・・・戸籍全部事項証明書、住民票の写し

※上記のほか、町民の要件の喪失、婚姻・事実婚の有無については、幕別町が定期的に確認を行います。

(4) 職権による登録の抹消

以下に該当する場合は、登録を抹消し、登録通知書等を返還していただきます。

- ・ 登録抹消の規定に該当することが判明したとき
- ・ 要件の随時確認のための提出書類が期限までに提出されないとき
- ・ 虚偽または不正な手段により登録を受けたことが判明したとき
- ・ 登録通知書等を不正に利用したことが判明したとき
- ・ その他、登録を継続することが適当でないと認められたとき

登録を抹消されたにもかかわらず、登録通知書等を返還していただけない場合は登録番号を町ホームページで公表します。

6 他の自治体との連携

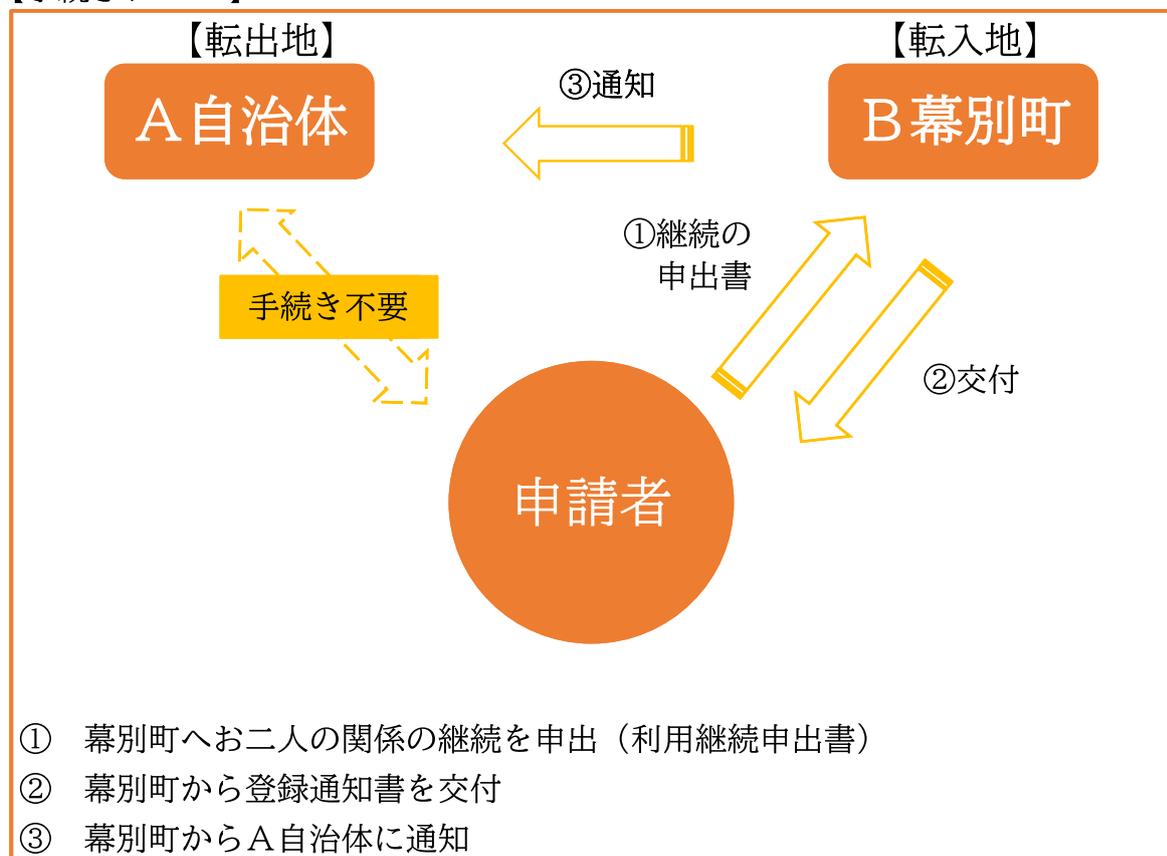
お二人が、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークに加入している自治体でパートナーシップ制度を利用しており、そこから幕別町へ転入する場合、パートナーシップ制度利用継続申出書（様式第13号）と必要書類を提出していただくことで、手続きの一部を省略することができます。

※パートナーシップ制度自治体間連携ネットワークの加入自治体一覧については、幕別町ホームページに掲載しております。

【必要書類】

- (1) パートナーシップ制度利用継続申出書（様式第13号）
- (2) 以前の住所地で交付された登録通知書等に類似した書類
例・・・パートナーシップ宣誓書受領証 など
- (3) 住民票の写し

【手続きイメージ】



7 よくある質問 (Q&A)

Q 1 婚姻と幕別町パートナーシップ制度の違いは何ですか。

A 1 婚姻は、法律に基づいて、法的な権利、義務が発生しますが、幕別町パートナーシップ制度は、町の要綱に基づく取組みのため、法的効力が発生するものではありません。

Q 2 制度を利用するのに費用はかかりますか。

A 2 すべての申請者に対して交付する登録通知書は無料ですが、希望する方だけに交付する「登録カード」と「登録簿記載内容証明書」や再交付については、手数料（1通 300円）がかかります。また、申請に必要な書類の交付手数料などは自己負担となります。

Q 3 申請をできるのは、同性のパートナーだけですか。

A 3 出生時の性別が同性の場合に限らず、身体と心の性別に違和感があるなど、様々な性のあり方を対象にしているため、少なくともどちらかが性的マイノリティであり、利用できる人の要件（P2参照）を満たしていれば、申請することができます。ただし、事実婚の方々は対象としていません。

Q 4 同居していないと申請できませんか。

A 4 お二人が同居をしていなくても申請できます。

Q 5 郵送や代理人による申請手続きはできますか。

A 5 お二人の意思を確認する必要があるため、郵送や代理による申請手続きはできません。必ずお二人そろってお越しください。

Q 6 申請はどこで行えますか。

A 6 幕別町役場本庁舎1階の住民課で行います。各支所では申請できません。

Q7 申請は平日しかできませんか。

A7 申請は、平日の8:45~17:30に受け付けています。

登録日は、原則として申請日と同日になりますが、お二人の希望日があればご相談ください。

Q8 登録申請の際や登録後、プライバシーは守られますか。

A8 プライバシーに配慮して、原則個室で対応します。また、提出された書類や個人情報等については、本事業の目的以外に利用することはありません。

Q9 転入予定で仮登録しましたが、3カ月以内に幕別町へ転入できなかった場合、どうなりますか。

A9 仮登録を取り消します。

Q10 登録通知書等に有効期限はありますか。

A10 登録通知書等に有効期限はありません。ただし、登録簿から抹消された場合、抹消日の属する年度の翌年度4月から起算して10年経過後、登録簿や関係書類を破棄します。

Q11 登録通知書等は公的な本人確認書類として使用できますか。

A11 登録通知書等は、幕別町パートナーシップ制度に登録していることを証明するためのものですので、公的な本人確認書類としては使用できません。

Q12 登録通知書等の再交付や返還の手続きの際も2人で行く必要がありますか。

A12 登録申請以外は、お一人で手続きすることができます。

ただし、お二人がパートナーシップ解消を希望される場合は、お二人そろってお越しいただく必要があります。

Q13 パートナーが亡くなったとき、登録通知書等は返還しなければいけませんか。

A13 パートナーが亡くなったときは、幕別町への届出が必要ですが、遺族の心情や葬儀等での必要性などを踏まえ、返還を要しないこととしています。なお、登録通知書等の裏面に登録を抹消した事実と抹消年月日を記載させていただきます。

Q14 町外に転出する場合は手続きが必要ですか。

A14 お二人が幕別町外に転出する場合（やむを得ない事情による一時的な転出等は除く）は、「パートナーシップ変更等届出書（様式第10号）」に登録通知書等を添付し提出してください。

ただし、自治体間連携を行っている自治体に転入し、引き続き制度を利用する場合は、転入先で手続きすることにより、幕別町に届出の提出が必要なくなる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。（住民課活動支援係 0155-54-2288）

Q15 成りすましなどの悪用をされませんか

A15 登録申請の際に、戸籍全部事項証明書、住民票の写しや本人確認書類等を確認することで成りすましを防止します。

また、偽り、その他不正な手段により、パートナーシップ登録を受けた場合や、登録通知書等の不正利用が判明した場合は、登録を抹消します。

8 幕別町パートナーシップ制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的マイノリティ 性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時の性別と異なる者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済的又は物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係をいう。

(申請者の要件)

第3条 パートナーシップの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町民であり、かつ、他の一方が申請日から3月以内に町内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が申請日から3月以内に町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の関係にある者を含む。）がいないこと。
- (4) 双方が相手方以外の者とパートナーシップを結んでいないこと。
- (5) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方が養子縁組をしている関係にある場合を除く。

(登録の申請の方法)

第4条 申請者は、パートナーシップ登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付し、双方が同時に来庁して町長に提出するものとする。

- (1) 戸籍全部事項証明書（申請日前3月以内に発行されたものに限る。ただし、日本国籍のない外国籍の者は、配偶者がいないことを確認できる書類とする。）
 - (2) 住民票の写し（世帯全部及び続柄について記載され、かつ、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、町内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類
- 2 申請者は、前項の申請書を提出する際に、個人番号カード、運転免許証、旅券その他

官公署等が発行した申請者が本人であることが確認できる書類（以下「本人確認書類」という。）を提示しなければならない。

- 3 申請者は、申請書において、戸籍上の氏名と併せて、社会生活上日常的に使用している氏名（以下「通称」という。）を使用することができる。この場合において、申請者は、通称を日常的に使用していることが確認できる書類を申請書に添付しなければならない。
- 4 申請者は、一方又は双方がやむを得ない事情により自ら申請書に記入できないときは、これを代筆させることができる。

（登録）

第5条 町長は、申請者が第3条各号の要件を満たすと認めるときは、パートナーシップ登録簿（様式第2号。以下「登録簿」という。）に登録する。

- 2 前項の規定にかかわらず、申請者の一方又は双方が町民でない場合、登録簿に仮登録し、パートナーシップ仮登録通知書（様式第3号。以下「仮登録通知書」という。）を交付する。
- 3 仮登録通知書の交付を受けた者は、幕別町に住所を移した際は、申請日から3月を経過する日（以下「有効期限」と言う。）までに、仮登録通知書及び住民票の写しを町長に提出するものとする。
- 4 町長は、前項の書類の提出を受け、申請者の双方が町民であることを確認できたときは、登録簿に登録する。
- 5 町長は、仮登録の有効期限が過ぎた場合、仮登録を取り消すものとする。
- 6 町長は、第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、虚偽又は不正な申請その他登録することが適当でないとする場合、登録簿に登録しないものとする。

（登録通知書等の交付及び再交付等）

第6条 町長は、登録簿に登録したときは、当該登録簿に登録された者（以下「登録者」という。）の双方に、パートナーシップ登録通知書（様式第4号）を交付する。

- 2 登録者は、パートナーシップ登録カード交付申請書（様式第5号）により町長に申請して、パートナーシップ登録カード（様式第6号）の交付を受けることができる。
- 3 登録者は、紛失、毀損その他の事情により仮登録通知書、パートナーシップ登録通知書及びパートナーシップ登録カード（以下「登録通知書等」という。）の再交付を求めるときは、パートナーシップ登録通知書等再交付申請書（様式第7号）により、町長に申請することができる。
- 4 前項の申請があったときは、町長は、再交付することが適当でないとする場合を除き、登録通知書等を再交付する。
- 5 登録者は、登録通知書等の交付又は再交付を受ける場合（紛失の場合を除く。）であって、交付済みの登録通知書等があるときは、これを町長に返還しなければならない。
- 6 登録者は、紛失した登録通知書等を発見した場合は、速やかに町長に返還しなければならない。

（子に関する届出）

第7条 申請者の一方又は双方と生計を一にする未成年の子（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により里親に養育を委託された児童を含む。）がい

る場合であって、登録通知書等に当該子の氏名の記載を希望するときは、申請者は、子に関する届出書（様式第8号）に、申請者と当該子の関係を確認できる書類、当該子の生年月日を確認できる書類及び生計を一にしていることを確認できる書類を添付して、町長に提出するものとする。登録者が登録通知書等に新たに子の氏名の記載を希望するときも同様とする。

- 2 前項の子が満15歳に達しているときは、子に関する届出書に当該子の氏名を自署するものとする。
- 3 第4条第3項及び第4項の規定は、子の氏名について準用する。
- 4 登録通知書等に子として氏名を記載された者は、満15歳に達した日以後に、子の記載に関する申立書（様式第9号）を提出し、氏名の記載の削除を申し立てることができる。この場合において、当該申立書を提出した者は、本人確認書類を提示しなければならない。

（変更等の届出）

第8条 登録者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人確認書類を提示し、パートナーシップ変更等届出書（様式第10号。以下「変更等届出書」という。）に交付済みの登録通知書等を添付して、町長に提出しなければならない。

- (1) 登録者又は登録通知書等に記載した子について、戸籍上の氏名又は通称の変更があったとき。
- (2) 一方又は双方が幕別町に転入届を提出したとき。
- (3) 登録通知書等に記載した子が成年になったとき、又は登録者のいずれとも生計を一にしなくなったとき。
- (4) いずれか一方が死亡したとき。
- (5) 一方又は双方が町民でなくなったとき（やむを得ない事情による一時的な転出等と町長が認めるときを除く。）。
- (6) 一方又は双方が婚姻したとき（2者が国外で婚姻したときを除く。）、又は事実婚の関係を結んだとき（いずれも相手方を含む。）。
- (7) 一方又は双方が相手方以外の者とパートナーシップを結んだとき。
- (8) その他双方が登録の抹消を希望するとき。

2 前項第1号、第2号及び第4号から第7号までに該当する場合、登録者は、その事実を確認できる書類を変更等届出書に添付して、町長に提出しなければならない。

3 第1項第8号に該当する場合、登録者は、双方が同時に来庁して町長に提出しなければならない。

（要件の確認）

第9条 町長は、登録者が、前条第1項第1号から第7号までの規定に該当する場合において、当該登録者に対し、第4条第1項各号に定める書類その他必要な書類の提出を求めることができる。

2 登録者は、前項の提出を求める通知の日から1月以内に、前項の書類を町長に提出しなければならない。

3 町長は、登録者が、前条第1項第4号から第6号までの規定に該当する場合において、

当該登録者の同意を得て、公簿の閲覧や他の行政機関に請求する方法により、登録者の戸籍及び住民基本台帳の記録を定期的に確認するものとする。

(登録の変更、抹消等)

第10条 町長は、第7条第1項(登録者が登録通知書等に新たに子の氏名の記載を希望するときに限る。)、第4項又は第8条第1項第1号から第3号までのいずれかに関する届出があり、当該届出を適当と認めるときは、登録簿に記載し、登録簿の記載内容を変更し、及び登録簿の記載内容を削除(以下「登録簿の変更」という。)するものとする。

2 町長は、前項に基づき登録簿の変更をしたときは、登録者の双方に、交付済みの登録通知書等と引き換え(紛失の場合を除く。)に登録通知書等を再交付する。ただし、第8条第1項第3号に関する届出で、かつ、子の同意があると認められる場合に限り、町長は、登録者の申出により、登録通知書等の再交付に代え、登録通知書の裏面に子が成人した事実又は同一生計ではなくなった事実及び登録簿の記載内容を変更した日を記載し、所持者に返却するものとする。

3 町長は、第8条第1項第4号から第8号までに係る届出があり、当該届出を適当と認めるときは、登録を抹消する。

4 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録を抹消することができる。

(1) 第8条第1項第4号から第7号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(2) 第9条第2項の関係書類が期限までに提出されないとき。

(3) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。

(4) 登録通知書等を不正に利用したことが判明したとき。

(5) その他登録を継続することが適当でないときと町長が認めるとき。

5 前2項の規定により登録を抹消された者は、交付済みの登録通知書等を速やかに町長に返還しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、第8条第1項第4号に該当し、かつ、町長が登録通知書の裏面に登録を抹消した事実及び抹消した日を記載した場合に限り、交付済みの登録通知書等の返還を要しないものとする。

7 町長は、登録を抹消された者が登録通知書等の返還に応じない場合、登録番号を公表することができる。

(登録簿記載内容証明書の交付)

第11条 登録者は、パートナーシップ登録簿記載内容証明書交付申請書(様式第11号)により町長に申請して、パートナーシップ登録簿記載内容証明書(様式第12号)の交付を受けることができる。

(交付及び再交付に係る経費)

第12条 第6条第2項及び前条の規定による交付又は第6条第3項の規定による再交付を受ける者は、幕別町手数料条例(平成12年条例第13号)に規定するその他の証明書等手数料を負担しなければならない。

(他の自治体との連携)

第13条 パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約(令和6年4月1日策定)に基づくネットワークに加入している自治体(以下「構成自治体」という。)において登

録通知書等に類する書類（以下「登録通知書等類似書類」という。）の交付を受けた者は、構成自治体から町への住所の異動後も引き続きパートナーシップを継続するときは、第4条第1項の規定に代えて、次項及び第3項に定めるところにより、町のパートナーシップの登録の申出をすることができる。

2 前項の規定により申出をしようとする者（以下「申出者」という。）は、パートナーシップ制度利用継続申出書（様式第13号。以下「申出書」という。）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。

(1) 構成自治体が交付した登録通知書等類似書類

(2) 住民票の写し（世帯全部及び続柄について記載され、かつ、申請日前3月以内に発行されたものに限る。）。ただし、町内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類

3 第3条、第4条（第1項を除く。）、第5条及び第7条の規定は、第1項の規定による申出について準用する。この場合において、第3条中「申請者」とあるのは「申出者」と、「申請日」とあるのは「申出日」と、第4条中「申請者」とあるのは「申出者」と、「申請書」とあるのは「申出書」と、第5条中「申請者が」とあるのは「申出者が」と、同条第2項中「申請者の一方又は双方が町民でない場合」とあるのは「申出者の双方が町内に居住していない場合」と、同条第3項中「申請日」とあるのは「申出日」と、同条第4項中「申請者の双方が町民であること」とあるのは「申出者の双方が町内に居住していること」と、第7条第1項中「申請者」とあるのは「申出者」と読み替えるものとする。

4 町長は、第1項の規定による申出を受け、登録簿に登録したときは、申出者の双方の同意を得た上で、遅滞なく当該申出者の転出地である構成自治体に通知するものとする。

5 町長は、構成自治体から登録者に登録通知書等類似書類を交付した旨の通知を受領したときは、第8条第1項及び第10条第3項の規定にかかわらず、当該者の登録を抹消する。

6 前項の規定により登録を抹消された者に係る登録通知書等の返還については、第10条第5項の規定にかかわらず、これを求めないものとする。

（保存期間）

第14条 登録簿及び関係書類は、登録を抹消した日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年を経過する日まで保存するものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この要綱の施行のために必要な届出その他の準備行為は、この要綱の施行の前においても行うことができる。

様式第1号（第4条関係）

（表面）

パートナーシップ登録申請書

幕別町長 様

私たちは、幕別町パートナーシップ制度実施要綱第1条に定める趣旨を理解の上、要綱第4条第1項の規定により、パートナーシップの登録を申請します。

また、裏面の記載事項について相違ないことを誓約します。

申請日	年 月 日	
項 目	申請者（甲）	申請者（乙）
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 （上記の氏名と異なる場合のみ記載）		
現住所		
電話番号		

備考 裏面の誓約事項の記載に虚偽がある場合、登録を抹消されることがあります。

様式第2号（第5条関係）

（表面）

パートナーシップ登録簿

登録番号		
仮登録	仮登録年月日	年 月 日
	有効期限年	年 月 日
	取消年月日	年 月 日
登録	登録年月日	年 月 日
	変更年月日	年 月 日
	抹消年月日	年 月 日
	抹消の事由	届出 ・ 職権（第10条第4項第 号）
登録者（甲）	ふりがな	
	氏 名	
	戸籍上の氏名	
	電話番号	
	住民基本台帳の住所	
	現住所	
登録者（乙）	ふりがな	
	氏 名	
	戸籍上の氏名	
	電話番号	
	住民基本台帳の住所	
	現住所	
備 考		

備考 関係書類は、この登録簿に添付すること。

(裏面)

子 に 関 す る 届 出	届出年月日	年	月	日
	変更年月日	年	月	日
	ふりがな			
	氏名			
	戸籍上の氏名			
	申立年月日	年	月	日
	削除年月日	年	月	日
	届出年月日	年	月	日
	変更年月日	年	月	日
	ふりがな			
	氏名			
	戸籍上の氏名			
	申立年月日	年	月	日
	削除年月日	年	月	日
	届出年月日	年	月	日
	変更年月日	年	月	日
	ふりがな			
	氏名			
	戸籍上の氏名			
	申立年月日	年	月	日
	削除年月日	年	月	日
届出年月日	年	月	日	
変更年月日	年	月	日	
ふりがな				
氏名				
戸籍上の氏名				
申立年月日	年	月	日	
削除年月日	年	月	日	

備考 関係書類は、この登録簿に添付すること。

様式第3号（第5条関係）

（表面）

パートナーシップ仮登録通知書

登録番号 第 号
有効期限 年 月 日

氏 名
（甲）

（乙）

生年月日

（甲） 年 月 日 （乙） 年 月 日

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第4条第1項の規定により提出のあったパートナーシップ登録申請書に基づき、パートナーシップ登録簿に仮登録しましたので通知します。

年 月 日

幕別町長

(裏面)

■この仮登録通知書を提示された皆様へ

幕別町は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ制度を実施しています。

この制度は、法的な効果を生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した関係であることを町に申請し、登録を受けた方に、登録通知書等を交付するものです。

この制度を利用するお二人が、様々なサービスの利用に当たり、両者の関係を説明し、理解を得るため、この仮登録通知書を提示することがあります。今後、幕別町民となった場合に、本登録を行うことを予定しています。

仮登録通知書の提示を受けた皆様には、制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供等にご協力をいただくようお願いします。

また、仮登録通知書を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。

■特記事項

(表面の氏名が通称の場合)

戸籍上の氏名 (甲)

(乙)

様式第4号（第6条関係）

（表面）

パートナーシップ登録通知書

登録番号 第 号

氏 名

（甲）

（乙）

生年月日

（甲）

年 月 日

（乙）

年 月 日

子の氏名

生年月日

年 月 日

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第4条第1項の規定により提出のあったパートナーシップ登録申請書に基づき、パートナーシップ登録簿に登録しましたので通知します。

年 月 日

幕別町長

(裏面)

■この登録通知書を提示された皆様へ

幕別町は、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ制度を実施しています。

この制度は、法的な効果を生じるものではありませんが、互いを人生のパートナーとし、継続的に共同生活を行っている、又は共同生活を行うことを約束した関係であることを町に申請し、登録を受けた方に、登録通知書等を交付するものです。

この制度を利用するお二人が、両者の関係を説明し、理解を得るため、この登録通知書を提示することがあります。

登録通知書の提示を受けた皆様には、制度の趣旨をご理解いただき、サービスの提供等にご協力をいただくようお願いいたします。

また、登録通知書を提示したお二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。

■特記事項

(表面の氏名が通称の場合)

戸籍上の氏名 (甲)

(乙)

様式第5号（第6条関係）

パートナーシップ登録カード交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 氏 名

幕別町パートナーシップ実施要綱第6条第2項に基づき、次のとおりパートナーシップ登録カードの交付を申請します。

記

登録番号	第 号	
登 録 者	(甲)	(乙)
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる場合のみ記載)		

備考 申請にあたっては、パートナーシップ登録通知書を提示すること。

（表面）

		登録番号 第 号
パートナーシップ登録カード		
氏 名 生年月日	氏 名 生年月日	
上記両名は、幕別町パートナーシップ制度の登録者であることを証明します。		
年 月 日		
幕別町長		

（裏面）

このカードを提示された皆様へ		
<p>このカードは、互いを人生のパートナーとすることを幕別町に登録した方々に交付しているものです。</p> <p>皆様には、サービスの提供等にご協力をいただくとともに、お二人の関係について、ご本人の同意なく、他に伝えることのないようご注意ください。</p>		
<u>戸籍上の氏名</u>		
氏 名	氏 名	
<u>子の氏名</u>		
氏 名 生年月日	氏 名 生年月日	氏 名 生年月日

備考 用紙は、特別の紙質、模様等を用いることができる。

パートナーシップ登録通知書等再交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

幕別町パートナーシップ実施要綱第6条第3項に基づき、次のとおり登録通知書等の再交付を申請します。

記

登録番号	第 号
再交付を希望する登録通知書等	<input type="checkbox"/> パートナーシップ仮登録通知書 <input type="checkbox"/> パートナーシップ登録通知書 <input type="checkbox"/> パートナーシップ登録カード
再交付を希望する理由	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> その他 ()

（表面）

子に関する届出書

幕別町長 様

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

届出日	年 月 日	
子の氏名 (15歳以上は 自署)	ふりがな	
	氏 名	
	戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる 場合のみ記載)	
	生年月日	年 月 日
子の氏名 (15歳以上は 自署)	ふりがな	
	氏 名	
	戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる 場合のみ記載)	
	生年月日	年 月 日
申請者(甲) <input type="checkbox"/> 同時提出した 申請書と同じ	氏 名	
	電話番号	
申請者(乙) <input type="checkbox"/> 同時提出し た申請書と同じ	氏 名	
	電話番号	

(裏面)

【以下は記入しないでください。】

添付書類	<input type="checkbox"/> 申請者と子の関係についての確認書類 <input type="checkbox"/> 子の生年月日についての確認書類 <input type="checkbox"/> 生計を一にしていることについての確認書類 <input type="checkbox"/> 通称の確認書類
------	---

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。

子の記載に関する申立書

幕別町長 様

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第7条第4項の規定により、登録通知書等から私の氏名の記載を削除するよう申し立てます。

申立日	年 月 日	
申立人 (自署)	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
	生年月日	年 月 日
登録者	氏 名	
	氏 名	

【以下は記入しないでください。】

本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
--------	--

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。

（表面）

パートナーシップ変更等届出書

幕別町長 様

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第8条第1項の規定により、次のとおり変更等があったことを届け出ます。

届出日	年 月 日		
届出者		(甲)	(乙)
	氏 名		
	電話番号		
	生年月日	年 月 日	年 月 日
登録番号	第 号		
届出理由	<input type="checkbox"/> 登録者又は登録通知書等に記載した子の戸籍上の氏名又は通称の変更		
	区分	変更前	変更後
	<input type="checkbox"/> 幕別町への転入届の提出		
転入届を提出した者	転入後の住所		
<input type="checkbox"/> 子が成人した、又は登録者と生計を一にしなくなった。 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 町民でなくなった。 <input type="checkbox"/> 婚姻又は事実婚 <input type="checkbox"/> 相手方以外の者とのパートナーシップ <input type="checkbox"/> その他登録の抹消の希望			

(裏面)

【以下は記入しないでください。】

添付書類	<input type="checkbox"/> 戸籍全部事項証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 交付済みの登録通知書等 <input type="checkbox"/> その他 ()
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。

【特記事項】

子の氏名に関する裏面記載 記載済み

死亡時の裏面記載 記載済み

様式第11号（第11条関係）

パートナーシップ登録簿記載内容証明書交付申請書

年 月 日

幕別町長 様

申請者 住 所

氏 名

生年月日

幕別町パートナーシップ実施要綱第11条第1項に基づき、次のとおりパートナーシップ登録簿記載内容証明書の交付を申請します。

記

交付請求部数 _____ 通

備考 申請にあたっては、本人であることを確認できる書類（個人番号カード、運転免許証、旅券（パスポート）など）を提示すること。

パートナーシップ登録簿記載内容証明書

下記のとおり、幕別町パートナーシップ制度実施要綱に基づき、パートナーシップ登録簿に登録されていることを証明します。

年 月 日

幕別町長

記

登録番号	第 号	
登録年月日	年 月 日	
登録者	(甲)	(乙)
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 (上記の氏名と異なる場合のみ記載)		
現住所		

（表面）

パートナーシップ制度利用継続申出書

幕別町長 様

幕別町パートナーシップ制度実施要綱第13条の規定に基づき、パートナーシップ制度に関する利用継続を申し出ます。

また、住所の異動前に幕別町が連携する自治体から一方又は双方が性的マイノリティでパートナーシップ関係にある旨の証明としてパートナーシップ制度に係る登録通知書等類似書類の交付を受けたこと、及び互いを人生のパートナーとし日常の生活において相互に協力し合う関係を継続していることを申告し、裏面の記載事項について相違ないことを誓約します。

申出日	年 月 日	
項 目	申出者（甲）	申出者（乙）
生年月日	年 月 日	年 月 日
ふりがな		
氏 名		
戸籍上の氏名 （上記の氏名と異なる 場合のみ記載）		
旧住所		
新住所		
電話番号		

備考 裏面の誓約事項の記載に虚偽がある場合、登録を抹消されることがあります。

(裏面)

次の事項をよく読み、「レ」を記入してください。

項目	申出者(甲)	申出者(乙)
誓約事項	<input type="checkbox"/> 相手方を含め事実婚の関係にある者はいません。 <input type="checkbox"/> 相手方以外の者とパートナーシップを結んでいません。 <input type="checkbox"/> 申請者同士が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。)ではありません。	<input type="checkbox"/> 相手方を含め事実婚の関係にある者はいません。 <input type="checkbox"/> 相手方以外の者とパートナーシップを結んでいません。 <input type="checkbox"/> 申請者同士が近親者(直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族をいう。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。)ではありません。
同意事項	<input type="checkbox"/> 幕別町から転出元自治体に申出内容を通知することに同意します。 <input type="checkbox"/> 登録の事実及び内容について、幕別町の関係部署に情報提供することに同意します。 <input type="checkbox"/> 要件の確認のため、幕別町が申出者の戸籍及び住民基本台帳の記録に関する情報を取得することに同意します。	<input type="checkbox"/> 幕別町から転出元自治体に申出内容を通知することに同意します。 <input type="checkbox"/> 登録の事実及び内容について、幕別町の関係部署に情報提供することに同意します。 <input type="checkbox"/> 要件の確認のため、幕別町が申出者の戸籍及び住民基本台帳の記録に関する情報を取得することに同意します。
確認事項	<input type="checkbox"/> (年 月) ごろ、幕別町民になる予定です。	<input type="checkbox"/> (年 月) ごろ、幕別町民になる予定です。

【以下は記入しないでください。】

	申出者(甲)	申出者(乙)
添付書類	<input type="checkbox"/> 登録通知書等類似書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 町内への転入の事実を確認することができる書類 () <input type="checkbox"/> 通称の確認書類	<input type="checkbox"/> 登録通知書等類似書類 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 町内への転入の事実を確認することができる書類 () <input type="checkbox"/> 通称の確認書類
本人確認書類	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()

備考 該当がある場合は「レ」を記入し、該当がない場合は「×」を記入すること。

幕別町パートナーシップ制度利用の手引き

令和7年4月発行

幕別町 住民生活部住民課 住民活動支援係

〒089-0692 幕別町本町 130 番地 1

T E L : 0 1 5 5 - 5 4 - 2 2 8 8

F A X : 0 1 5 5 - 5 5 - 3 0 0 8

Eメール：jyuminkatsudoshienkakari@town.makubetsu.lg.jp